

■小平市都市計画マスタープラン全体構想改定について 賛成討論

議案第19号 小平市都市計画マスタープラン全体構想の改定について、都民ファーストの会小平として、賛成の立場で討論します。

賛成の理由ですが、内容に特に問題がない。という理由です。都市計画法に基づく都市計画マスタープランの作成を行う中で、これまでの小平市の都市計画法で位置づけられた土地利用と都市施設について、大きな変更を示唆する内容とはなっておらず、議決部分である全体構想部分の文章は、都市計画法の範囲内で、できるだけ小平の目指すまちづくりを進めたいという内容であり、多様な検討手法と検討過程を経て策定されており、反対する理由は見当たりません。

「マスタープラン」とは「基本計画」と訳されます。なんとなく横文字のマスタープランと都市計画ということばが連なり、市全体のまちづくり、長期総合計画のようなイメージが持たれがちで、調査や審査の中でも、そのような傾向があったように思いますが、今回の議案は、多くの法律がある中の、都市計画法という法で定められた基本的な方針であり、長総を超えるものではありません。小平市は全域が都市計画区域であり、また、全域が市街化区域であります。これは、土地利用について、法で規制されていることを意味します。また、法に基づく都市計画施設である、道路、公園緑地なども法の手続きにのっとり決定されています。この法の範囲を超えるものは基本的にできません。また、この法で決めたことを変更するためには、法に基づく手続きがあります。

しかし、日本の都市計画法は、整備に要する長い年月や少子高齢化などの社会変化を考慮したり相続税などと連動しておらず、また、強制力も弱いため、各自治体の地域の特性に応じた望ましい都市像を実現するのは困難な現状です。一方で、近年、各地のまちづくり条例の制定や都市農業振興基本法の成立、あるいは震災対応など新たな動きもあり、その点では、今後の法整備や改正の動きを注視していく必要があります。

今回のマスタープランの改定は、今後10年の小平の都市計画の基本的考え方を定めることが目的ですが、その点、特に用途地域の変更や都市計画道路、都市計画公園、生産緑地の見直しなどに踏み込むこともなく、現行の都市計画決定を追認した上で、イメージとして、強制力や担保はないものの、土地所有者に対して市が望んでいる方向を表現するのが、この全体構想だと理解しています。

最後に、このような各種の法律に位置づけられた個別の計画について、議会の議決を経る必要があるのかどうか、計画のどの範囲までを議決とべきか、あるいは都市計画審議会との関係はどうか等疑問を感じる審査となりました。今回の特別委員会での調査及び審査を議会として、しっかり検証し、議会改革につなげていく必要があるのではないかと感じたことを付け加えさせていただきます、賛成討論といたします。